

三朝町認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月18日

三朝町長

三朝町規則第14号

三朝町認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

三朝町認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成12年三朝町規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（認可地縁団体印鑑登録原票） 第4条 略 2 条例第5条に規定する審査は、登録申請書に記載されている事項等について審査し、次に掲げる事項を照合することにより行うものとする。 （1） 略 （2） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）に記載されている事項 （3） 略	（認可地縁団体印鑑登録原票） 第4条 略 2 条例第5条に規定する審査は、登録申請書に記載されている事項等について審査し、次に掲げる事項を照合することにより行うものとする。 （1） 略 （2） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）に記載されている事項 （3） 略

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。